

密漁品は

流通させない



令和4年12月からアワビとナマコに漁獲番号を付けることが義務付けられます。



違法に採捕された水産物の流通を防ぐため、採捕事業者、取扱事業者間での漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存、輸出入時の証明書添付などが義務付けられます。

詳しくは水産庁Webサイトへ

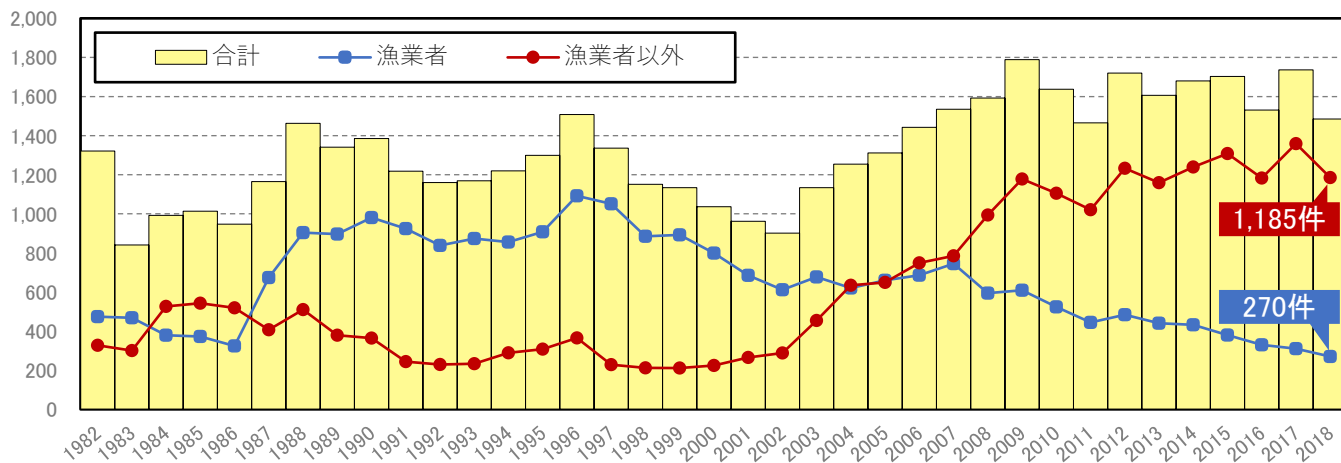
水産庁 水産流通適正化法



水産庁

密漁の発生状況

近年、漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加傾向にあります。



資料：都道府県調べ(平成30年1月～12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。)

「水産流通適正化制度とは」

アワビ、ナマコ※(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物))について、

採捕事業者や加工・流通事業者等の取扱事業者は

- ① 行政機関への届出
- ② 漁獲番号その他伝達事項の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存(3年間)
- ④ 輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付

が義務づけられます。

(※: 令和7年からシラスウナギにも適用)



漁獲番号等の
伝達例

納品伝票				
送り先 △△水産 住所 △県△市00-00 電話番号 000-000-0000		出荷者 〇〇〇漁協 住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000		
譲渡した年月日 2022年12月1日				
取扱事業者の氏名又は名称 〇〇〇漁協				
漁獲番号 漁獲番号：1234567 - ●●●●●● - ●●●				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				

①名称

②重量
又は数量

③譲渡した年月日

④取扱事業者の氏名又は名称

⑤漁獲番号

届出番号 取引年月日 取引番号
1234567 - 221201 - 001

伝票を渡す際に、取引
年月日6桁を記載

取引番号3桁は、産地の取引
実態等に合わせ、柔軟に設定

お問合せ先

水産庁加工流通課

☎ 03-3502-8111 (内線6683)